

パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年8月16日
経済産業省
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、パシフィコ・エナジー徳山合同会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：山口県周南市長穂地区

原動力の種類：太陽電池

出 力：最大 77,000kW 程度（交流）、最大 120,445kW 程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 5月31日
環境大臣意見受理	令和 4年 8月 8日
経済産業大臣意見発出	令和 4年 8月16日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、立松

電話：03-3501-1742（直通）

パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称)周南市長穂太陽光発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備及び附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業の特性等を踏まえた環境影響評価の項目の選定

本事業は開発済みの土地に太陽電池発電設備等を設置することから、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和3年6月環境省・経済産業省）の考え方を参考にしつつ、事業特性及び地域特性に応じて環境影響評価の項目を選定すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 反射光に係る影響

事業実施想定区域内には、複数の住居等が存在しており、太陽電池からの反射光による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 廃棄物について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成30年12月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努める

とともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。